

平成 21 (2009) 年 10 月 20 日

## = インフルエンザの流行注意報を発令しています =

インフルエンザの流行を把握する調査(\*感染症発生動向調査事業)において、10月20日には、インフルエンザ定点医療機関あたりの報告患者数が10人を越えて、16.02となったことを受けて“インフルエンザ流行注意報”を発令しております。

今後、ますます感染者の増加が懸念されることから、県民の皆さまにも、

# 『うつらない！うつさない！』

ための具体的な行動を起こしていただきますようお願いします。

- 1 こまめな手洗い、うがいの励行
- 2 咳エチケットを実施してください。  
(人に向かって咳やくしゃみをしない。とっさのくしゃみでは周囲の人から顔をそらし、ティッシュなどで口や鼻をおおう。咳が続く時はマスクを付ける)
- 3 重症化するリスクが高いと言われる方々(小児、妊婦、人工透析等基礎疾患を有する方等)は、普段の受診の際に、かかりつけ医(かかりつけ産科医等)に感染した時の受診方法などの対処について相談しましょう。
- 4 受診をされる時には、必ず電話をしてマスクを着用の上、受診してください。
- 5 深夜の受診は、重症患者への対応が最優先されることから、できる限り控えてください。
- 6 夜間休日時間帯での受診のご相談は、小児救急電話相談(#8000)や滋賀県救急医療情報ネット(地域によって電話番号が異なります)をご活用ください。
- 7 陰性証明・完治証明を求めての受診は控えてください。

### 【参考】感染症発生動向調査事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条に基づく五類感染症の発生状況については、県が指定する定点医療機関からの報告(週または月単位)を滋賀県感染症情報センターで集約しています。その結果を滋賀県感染症情報(SHIGA Infectious Diseases Report 略して「SIDR」という。)として、毎週、滋賀県感染症情報センターのホームページに掲載しています。詳細な情報は下記のアドレスにアクセスしてください。

<滋賀県感染症情報センターホームページ>

[http://www.pref.shiga.jp/e/ef45/kansen-c/kanja\\_jyouhou.html](http://www.pref.shiga.jp/e/ef45/kansen-c/kanja_jyouhou.html)